

開会の日時、場所

年月日 令和6年3月1日（金曜日）
開会 午後7時44分
散会 午後8時2分
場所 第7委員会室

本委員会に付託された事件

- | | | | |
|------------|-----------------------------------|------------|---------------------------------------|
| 1 甲第1号議案 | 令和6年度沖縄県一般会計予算 | 16 甲第16号議案 | 令和6年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算 |
| 2 甲第2号議案 | 令和6年度沖縄県農業改良資金特別会計予算 | 17 甲第17号議案 | 令和6年度沖縄県駐車場事業特別会計予算 |
| 3 甲第3号議案 | 令和6年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算 | 18 甲第18号議案 | 令和6年度沖縄県中城湾港(泡瀬地区)臨海部土地造成事業特別会計予算 |
| 4 甲第4号議案 | 令和6年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算 | 19 甲第19号議案 | 令和6年度沖縄県公債管理特別会計予算 |
| 5 甲第5号議案 | 令和6年度沖縄県下地島空港特別会計予算 | 20 甲第20号議案 | 令和6年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算 |
| 6 甲第6号議案 | 令和6年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算 | 21 甲第21号議案 | 令和6年度沖縄県病院事業会計予算 |
| 7 甲第7号議案 | 令和6年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算 | 22 甲第22号議案 | 令和6年度沖縄県水道事業会計予算 |
| 8 甲第8号議案 | 令和6年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算 | 23 甲第23号議案 | 令和6年度沖縄県工業用水道事業会計予算 |
| 9 甲第9号議案 | 令和6年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算 | 24 甲第24号議案 | 令和6年度沖縄県流域下水道事業会計予算 |
| 10 甲第10号議案 | 令和6年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算 | 25 甲第25号議案 | 令和5年度沖縄県一般会計補正予算（第8号） |
| 11 甲第11号議案 | 令和6年度沖縄県中城湾港(新港地区)臨海部土地造成事業特別会計予算 | 26 甲第26号議案 | 令和5年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号） |
| 12 甲第12号議案 | 令和6年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算 | 27 甲第27号議案 | 令和5年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第2号） |
| 13 甲第13号議案 | 令和6年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算 | 28 甲第28号議案 | 令和5年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号） |
| 14 甲第14号議案 | 令和6年度沖縄県産業振興基金特別会計予算 | 29 甲第29号議案 | 令和5年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計補正予算（第1号） |
| 15 甲第15号議案 | 令和6年度沖縄県中城湾港(新港地区)整備事業特別会計予算 | 30 甲第30号議案 | 令和5年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第2号） |
| | | 31 甲第31号議案 | 令和5年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計補正予算（第1号） |
| | | 32 甲第32号議案 | 令和5年度沖縄県中城湾港(新港地区)整備事業特別会計補正予算（第2号） |

- 33 甲第33号議案 令和5年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算(第2号)
- 34 甲第34号議案 令和5年度沖縄県中城湾港(泡瀬地区)臨海部土地造成事業特別会計補正予算(第1号)
- 35 甲第35号議案 令和5年度沖縄県公債管理特別会計補正予算(第1号)
- 36 甲第36号議案 令和5年度沖縄県国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 37 甲第37号議案 令和5年度沖縄県病院事業会計補正予算(第2号)
- 38 甲第38号議案 令和5年度沖縄県流域下水道事業会計補正予算(第2号)

委員長 比嘉京子
副委員長 小渡良太郎
委員 西銘啓史郎 大浜一郎
呉屋宏 花城大輔
島袋大 仲田弘毅
山里将雄 照屋大河
平良昭一 仲宗根悟
崎山嗣幸 島袋恵祐
玉城武光 比嘉瑞己
大城憲幸 上原章
上原快佐

欠席委員

なし

委員の選任

令和6年3月1日、本委員会の委員は議長の指名で次のとおり選任された。

小渡良太郎	西銘啓史郎
大浜一郎	呉屋宏
花城大輔	島袋大
仲田弘毅	山里将雄
照屋大河	比嘉京子
平良昭一	仲宗根悟
崎山嗣幸	島袋恵祐
玉城武光	比嘉瑞己
大城憲幸	上原章
上原快佐	

本日の委員会に付した事件

- 1 委員長の互選
- 2 副委員長の互選
- 3 予算特別委員会運営要領について
- 4 理事の選任

委員長、副委員長の互選

令和6年3月1日、比嘉京子委員が委員長に、小渡良太郎委員が副委員長に選任された。

理事の選任

令和6年3月1日、仲宗根悟委員、比嘉瑞己委員、上原快佐委員、西銘啓史郎委員及び大浜一郎委員が理事に選任された。

出席委員

○平良典子議会事務局政務調査課主幹 開会前に、事務局から説明いたします。

予算特別委員会設置後、初めての委員会でありますので、委員長及び副委員長の互選を行う必要があります。

委員長の互選に関する職務は、委員会条例第7条第2項の規定により、年長の委員が行うことになっております。

出席委員中、仲田弘毅委員が年長者であります。

よって、この際、仲田弘毅委員に委員長の互選に関する職務をお願いいたします。

仲田弘毅委員、委員長席に御着席願います。

(仲田弘毅委員、委員長席に着席)

○仲田弘毅年長委員 ただいまから、予算特別委員会を開会いたします。

委員会条例第7条第2項の規定により、年長の私が委員長互選の職務を行います。

どうぞよろしくをお願いいたします。

これより、委員長の互選を行います。

委員長の互選は、指名推選による方法と投票による方法がありますが、いずれの方法によるか御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、互選の方法等について協議)

○仲田弘毅年長委員 再開いたします。

委員長の互選については、休憩中に御協議いたしましたとおり、指名推選によることとし、私から指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲田弘毅年長委員 御異議なしと認めます。

よって、委員長には、比嘉京子委員を指名いたし

ます。

ただいまの指名に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲田毅年長委員 御異議なしと認めます。

よって、委員長には、比嘉京子委員が選任されました。

ただいま委員長が選任されましたので、委員長と交代いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、年長委員退席。委員長着席)

○比嘉京子委員長 再開いたします。

このたび、委員各位の御推挙により、予算特別委員長に就任いたしました比嘉京子でございます。

委員会の運営につきましては、公正・中立を旨とし、円滑に進めてまいりたいと存じますので、委員各位の御指導と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で、委員長の互選は終わりました。

○比嘉京子委員長 次に、副委員長の互選を行います。

副委員長の互選は、指名推選による方法と、投票による方法がありますが、いずれの方法によるか御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、互選の方法等について協議)

○比嘉京子委員長 再開いたします。

副委員長の互選については、休憩中に御協議いたしましたとおり、指名推選によることとし、委員長の私から指名したいと思いますのですが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○比嘉京子委員長 御異議なしと認めます。

よって、副委員長には、小渡良太郎委員を指名いたします。

ただいまの指名に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○比嘉京子委員長 御異議なしと認めます。

よって、副委員長には、小渡良太郎委員が選任されました。

ただいま副委員長が選任されましたので、御挨拶を自席でお願いいたします。

○小渡良太郎委員 ただいま、皆様の御厚情で副委員長に選任されました小渡良太郎でございます。

今期の最後にこの過分な役職を拝命することになりましたが、委員長をしっかりと支えつつ皆様の御協

力も得ながら、委員会の円滑な運営に努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○比嘉京子委員長 以上で、副委員長の互選は終わりました。

○比嘉京子委員長 次に、予算特別委員会運営要領等についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、事務局から予算特別委員会運営要領案の概要説明後に、要領案について協議を行った。)

○比嘉京子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

予算特別委員会運営要領につきましては、休憩中に御協議いただきましたとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○比嘉京子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○比嘉京子委員長 次に、ただいま決定されました予算特別委員会運営要領に基づき、理事5人の選任について御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、理事の選任について協議)

○比嘉京子委員長 再開いたします。

理事5人の選任について、お諮りいたします。

理事に仲宗根悟委員、比嘉瑞己委員、上原快佐委員、西銘啓史郎委員及び大浜一郎委員の5人を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○比嘉京子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

理事の皆さんには、委員会の円滑な運営に御協力いただきますようお願い申し上げます。

以上で、予定の議題は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

今回は、3月4日月曜日午前10時から委員会を開き、甲第25号議案から甲第38号議案までの令和5年度補正予算議案の審査を行います。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

予算特別委員会運営要領

この要領は、「予算議案の審査等に関する基本的事項（常任委員会に対する調査依頼について）」（令和4年2月21日議会運営委員会決定）（以下「基本的事項」という。）に定めるもののほか、予算特別委員会（以下「委員会」という。）の運営及び審査等に関し必要な事項を下記のとおり定めることにより、委員会の円滑な運営に資するものとする。

記

1 委員会の開催場所

第7委員会室で行うものとする。

2 委員席の配置

別紙1のとおりとする。

3 審査日程

別紙2のとおりとする。ただし、審査の都合により必要があるときは、委員会に諮り変更することができる。

4 各常任委員会に対する調査依頼

- (1) 予算特別委員長（以下「委員長」という。）は、様式1により各常任委員長に調査を依頼するものとする。
- (2) 各常任委員長は、調査終了後に様式2により予算調査報告書（以下「調査報告書」という。）を委員長に提出するものとする。
- (3) 基本的事項5（4）に係る予算特別委員（以下「委員」という。）への調査報告書の配付については、タブレットに格納するものとする。

5 説明員

- (1) 補正予算の概要説明は総務部長、土木建築部長及び病院事業局長が行い、関係室部局長出席の上、質疑を行うものとする。
- (2) 当初予算の概要説明は総務部長が行い、関係室部局長（会計管理者及び各種委員会事務局長を除く）出席の上、大局的な観点から質疑を行うものとする。

6 概要説明に対する質疑

- (1) 補正予算
 - ① 質疑の時間は委員1人10分とする。
 - ② 各委員の質疑の時間は、出席委員間で相互に譲渡することができるものとする。その場合、譲渡をする委員はあらかじめ委員長に譲渡する時間及び譲渡をされる委員について報告する。また、譲渡をする委員は譲渡をされた委員が質疑をする間は着席しなければならないものとする。
 - ③ 質疑の時間には、答弁時間は含まないものとする。
 - ④ 質疑時間の終了5分前に1回、1分前に2回及び終了時に5回それぞれ電子音等で報知する。

⑤ 質疑は一問一答方式により、自席に着席したままで行うものとする。

⑥ 質疑の順序は多数会派順とする。

(2) 当初予算

① 質疑は会派代表の委員1人が行うものとする。なお、質疑を行う会派は、委員名を3月4日(月)の補正予算審査日の正午までに、政務調査課に報告するものとする。

② 質疑の時間は7分とする。

③ 質疑は大局的な観点から、予算編成の基本的な考え方、室部局の予算体系などについて行うものとし、資料は、「沖縄県一般会計予算(案)の概要」、「当初予算(案)施策概要」、「当初予算(案)説明資料」及び「当初予算(案)概要(部局別)」などを使用する。

④ そのほか、上記(1)③から⑥までの規定を準用する。

7 総括質疑

(1) 総括質疑の項目、方法、時間及び順序等は、委員会に諮って決定するものとする。

(2) 総括質疑の通告締切日時は、委員会において総括質疑を行う日の前日(県の休日を除く。)の正午とし、様式3により政務調査課に提出するものとする。

8 理事会

(1) 理事会は、委員長、副委員長及び理事5人をもって構成する。

(2) 理事は、委員会に諮って指名する。

(3) 理事は、委員会の運営について委員長及び副委員長に協力し、委員間の連絡調整に当たる。

(4) 理事会は、総括質疑の項目、方法、時間及び順序等のほか、委員会運営の円滑化及び効率化のために必要な事項等について協議を行うものとする。

雑 則

以上のほか、委員会の運営について必要な事項は、その都度委員会に諮って定めるものとする。

委員席の配置

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--

(録音・計時) 議会事務局				補助 答弁席
------------------	--	--	--	-----------

議 会 事 務 局
比 嘉 京 子 委 員 長

説	明	員
---	---	---

/	照屋 大河 委員	山里 将雄 委員
---	-------------	-------------

大浜 一郎 委員	西銘 啓史郎 委員	小渡 良太郎 委員
-------------	--------------	--------------

仲宗根 悟 委員	平良 昭一 委員	
-------------	-------------	--

島袋 大 委員	花城 大輔 委員	呉屋 宏 委員
------------	-------------	------------

玉城 武光 委員	島袋 恵祐 委員	崎山 嗣幸 委員
-------------	-------------	-------------

上原 章 委員	大城 憲幸 委員	仲田 弘毅 委員
------------	-------------	-------------

	上原 快佐 委員	比嘉 瑞己 委員
--	-------------	-------------

--	--	--

--	--	--

--	--	--

予算議案の審査日程

年 月 日	曜 日	時 間	事 項	関係室部局等
令和6年 3月1日	金	本会議各 及び委員 終了後	予算特別委員会 ・委員長及び副委員長の互選 ・委員会運営要領の件 ・理事の選任 ・各常任委員会に対する調査依頼の件（令和6 年度当初予算）	
3月4日	月	午前10時	予算特別委員会 ・令和5年度補正予算審査	総務部長 土木建築部長 病院事業局長 関係室部局
3月5日	火	常任委員会 終了後	予算特別委員会 ・令和5年度補正予算採決	
3月7日	木	午前10時	本会議 ・令和5年度補正予算委員長報告・採決	
		本会議 終了後	予算特別委員会 ・令和6年度当初予算の概要説明及び質疑	総務部長 関係室部局 （出納事務局及び 各委員会事務局を 除く）
3月8日	金	午前10時	各常任委員会 ・所管事務に係る予算議案の調査	関係室部局
3月11日	月	午前10時	各常任委員会 ・所管事務に係る予算議案の調査	関係室部局
			・予算調査報告書記載内容等についての協議	
3月12日	火		予算調査報告書整理日	
3月13日	水		予算特別委員への予算調査報告書の配付 （正午）	
3月14日	木	午前10時	予算特別委員会 ・総括質疑の方法等についての協議	
3月15日	金		総括質疑通告締め切り （正午）	
3月18日	月	午前10時	予算特別委員会 ・総括質疑	知事等
3月25日	月	午前10時	予算特別委員会 ・令和6年度当初予算採決	
3月28日	木	午前10時	本会議 ・令和6年度当初予算委員長報告・採決	

様式1

令和 年 月 日

〇〇〇〇委員長
〇 〇 〇 〇 殿

予算特別委員長
〇 〇 〇 〇

予算議案の調査依頼について

本委員会に付託された予算議案のうち、下記について貴委員会において調査を行っていただくようお願いいたします。

なお、調査結果につきましては、月 日までに御報告くださいますようお願い申し上げます。

記

(例)

甲第〇号議案 令和〇年度沖縄県一般会計予算 (〇〇〇〇委員会所管分)

甲第〇号議案 令和〇年度沖縄県〇〇〇〇〇〇特別会計予算

甲第〇号議案 令和〇年度沖縄県〇〇〇〇〇〇事業会計予算

様式2

令和 年 月 日

予算特別委員長
〇 〇 〇 〇 殿

〇〇〇〇委員長
〇 〇 〇 〇

予算調査報告書

月 日に依頼のあった予算議案の調査について、委員会における調査の結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 委員会における審査概要
別紙議事録(速報版)のとおり
- 2 知事等に対し改めて質疑が必要とされる事項(総括質疑)
別紙1のとおり
- 3 その他委員から特に申出のあった事項
別紙2のとおり

※ (なし)

様式3

令和 年 月 日 午前・午後 時 分 受付

質 疑 発 言 通 告

質
疑
の
要
旨

上記により質疑したいので、予算特別委員会運営要領の規定により通告します。

令和 年 月 日

予算特別委員 印
予算特別委員長 殿

※ 記載例は、議会運営委員会決定事項集「17 発言通告書の記載方法等について」の記載例を御覧ください

予算議案の審査等に関する基本的事項 (常任委員会に対する調査依頼について)

予算議案の審査については、その効率的で充実した審査に資することを目的とし、各常任委員会において予算特別委員会から調査依頼を受け、専門的な立場から所管事務に係る予算事項を調査する方式としたところである。こうした予算議案の審査・調査に当たっては、下記の基本的事項を定めることにより、予算特別委員会及び各常任委員会の円滑な運営に資するものとする。

記

- 1 予算議案の審査について
補正予算の審査については予算特別委員会において行うこととし、当初予算の審査については、概要説明を予算特別委員会で行った後、室部局に係る事項について所管の常任委員会に依頼して調査を行うものとする。
- 2 審査日程について
予算議案の審査日程はおおむね別紙1のとおりとし、具体的な予算特別委員会の審査日程は同委員会において決定するものとする。
- 3 調査依頼事項について
 - (1) 各常任委員会に対する調査依頼事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に規定する所管事務に係る予算事項とする。
 - (2) 調査依頼に関する様式は別に定めるものとする。
- 4 各常任委員会における調査について
 - (1) 質疑の時間は、各審査日委員1人10分とする。
 - (2) 各委員の質疑の時間は、出席委員間で相互に譲渡することができるものとする。その場合、譲渡する委員はあらかじめ委員長に譲渡する日、時間及び譲渡をされる委員について報告するものとする。また、譲渡をする委員は譲渡をされた委員が質疑する間は着席しなければならない。
 - (3) 質疑の時間には、答弁時間は含まないものとする。
 - (4) 質疑時間終了5分前に1回、1分前に2回及び終了時に5回それぞれ電子音等で報知する。
 - (5) 質疑の順序については多数会派順とする。なお、2日目は第2多数会派から質疑を行い、第1多数会派は最後に行うものとする。
 - (6) 各常任委員会での採決は行わないものとする。
- 5 予算調査報告書の作成及び配付について
 - (1) 予算調査報告書(以下「調査報告書」という。)は、各常任委員会での協議に基づき各常任委員長が作成するものとする。この場合、各常任委員会での協議を省略して調査報告書の作成を各常任委員長に一任することができるものとする。
 - (2) 調査報告書に記載する事項は、各常任委員会における審査概要、予算特別委員会において知事等に対し改めて質疑が必要とされる事項(以下「総括質疑」という。)及びその他委員から特に申出のあった事項とする。

(3) 総括質疑について

ア 各常任委員会における質疑において、総括質疑を提起しようとする委員は、その該当事項を総括質疑とする旨を発言するものとする。

イ 各常任委員会における質疑終了後、総括質疑を提起しようとする委員がその理由等を説明した後、予算特別委員会における総括質疑についての意見交換や当該事項の整理を行った上で、予算特別委員会に報告するものとする。

ウ 各常任委員会における上記イの意見交換や整理の中において、総括質疑として報告することについて反対の意見が述べられた場合には、予算特別委員会に報告する際にその意見も併せて報告するものとする。

(4) 調査報告書は、予算特別委員会において総括質疑の方法等について協議する日の正午までに予算特別委員に配付するものとする。

(5) 調査報告書の様式は別に定めるものとする。

6 総括質疑について

(1) 審査の最終日に知事等の出席を求め、当初予算について大局的な観点から総括質疑を行うものとする。

(2) 限られた時間の中で県民にとって有益な議論となるよう、質疑項目の絞り込みを行うものとする。

(3) 総括質疑の時間は、2時間（午前中）をめどに終了するものとする。

(4) 質疑を行う委員は、あらかじめ文書によりその内容を通告するものとする。

7 質疑の時間及び方法等について

予算特別委員会における質疑の時間及び方法その他必要な事項は同委員会において決定するものとする。

8 理事会について

予算特別委員会の円滑な運営等を図るための調整、協議等を行うため同委員会に理事会を設置するものとする。

(別紙1)

予算議案の審査日程

年月日	委員会	時間	事項	関係室部局等
2月定例会期中 (1日目)	予算特別委員会	本会議及び各委員会終了後	○委員長及び副委員長の互選 ○委員会運営要領の件 ○理事の選任 ○各常任委員会に対する調査依頼の件(当初予算)	
以降開会中 (2日目)	予算特別委員会	10時	○令和□年度補正予算審査	関係室部局
(3日目)	予算特別委員会	各常任委員会終了後	○令和□年度補正予算採決	
			○議案整理日	
(4日目)	本会議	10時	○補正予算委員長報告・採決	
	予算特別委員会	本会議終了後	○令和□年度一般会計・特別会計予算及び企業会計予算(概要説明)	総務部 関係室部局
(5日目)	常任委員会	10時	○所管事務に係る予算議案の調査	関係室部局
(6日目)	常任委員会	10時	○所管事務に係る予算議案の調査 ○予算調査報告書記載内容等についての協議	関係室部局
(7日目)			○予算調査報告書整理日	
(8日目)			○予算調査報告書整理日	
(9日目)	予算特別委員会	午後	○予算特別委員への予算調査報告書の配付 ○総括質疑の方法等について協議	報告書配付 (正午)
(10日目)			○総括質疑通告書の提出	総括質疑通告 締切(正午)
(11日目)	予算特別委員会	10時	○総括質疑	知事等 関係室部局
	常任委員会			
	常任委員会			
	常任委員会			
(12日目)	予算特別委員会	10時	○採決	

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

年長委員 仲 田 弘 毅

委員長 比 嘉 京 子